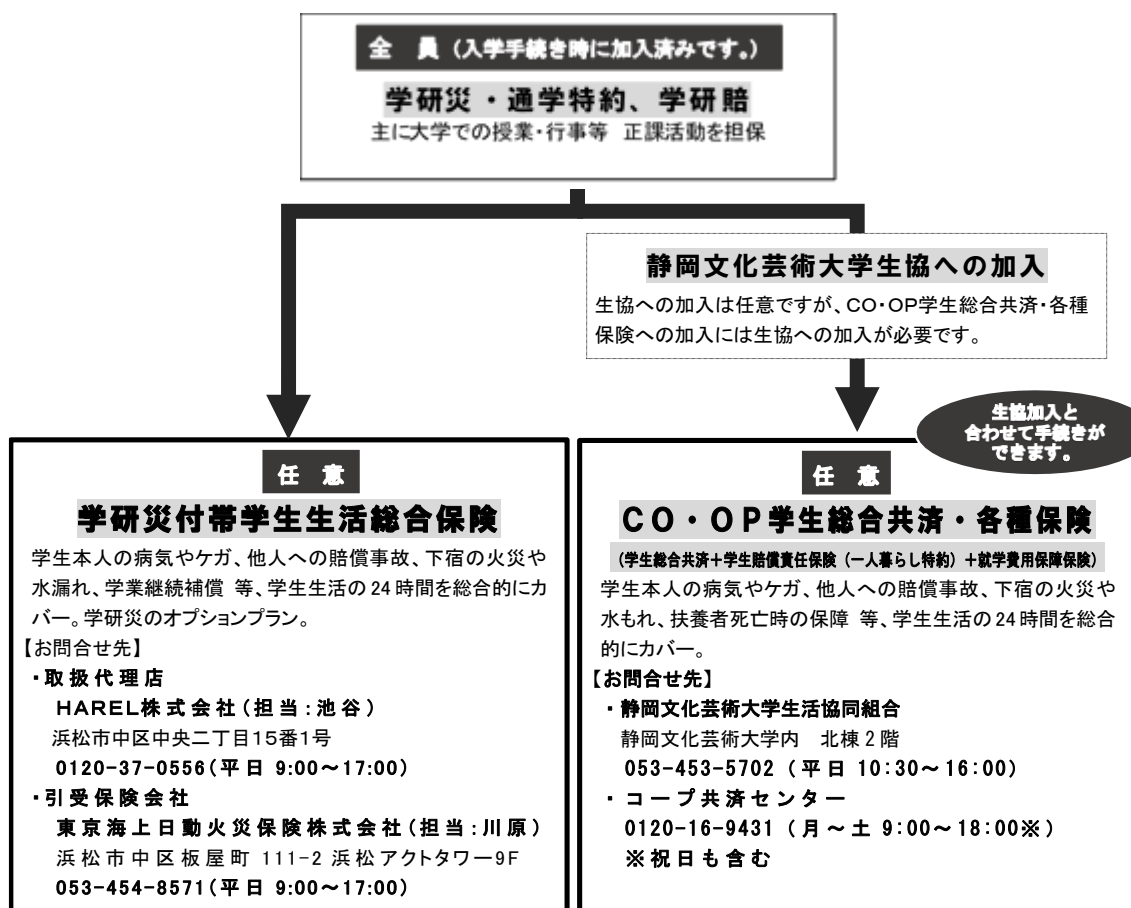


学生生活を保障する制度への加入について

本学では、大学の教育研究活動中（正課中、学校行事中 等）や通学中の事故による傷害、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害について補償する「学生教育研究災害傷害保険・通学中等傷害危険担保特約付帯、学生教育研究賠償責任保険（略称：学研災・通学特約、学研賠）」に全員加入しています（保険料は入学手続き時に納入頂いています）。

今日の大学生の学生生活は、様々な面で多様化し、活動範囲も広がり、思いがけない事故に遭遇することも少なくありません。ここで、ご案内する2つの保険・保障制度はいずれも任意の制度ですが、正課外の日常生活（クラブ・サークル活動、アルバイト 等）の様々な場面においても、より安心して学生生活を送ることができる内容となっています。同封のパンフレットを確認し、加入を検討してください。なお、すでに同様の保険等に参加済みの場合は重ねて加入する必要はありませんし、未加入の場合でも加入することをお願いするものではありません。



※ご不明な点は上記の問合せ先まで電話等でお問合せください。

学生生活を保障する制度に関するQ&A

Q1:入学手続き時に全員加入済みの「学研災・通学特約、学研賠」だけでは、補償内容が不足でしょうか？

A1:「学研災・通学特約、学研賠」は、主に教育研究活動中（正課中、学校行事中 等）や通学中の事故によるケガ、学生の賠償責任を対象としています。クラブ・サークル活動やアルバイト 等を含む学生生活全般を考えた時には、必ずしも十分にカバーされているとはいえません。但し、他の保険・保障制度への加入は任意です。

Q2:任意の制度である「CO・OP学生総合共済・各種保険」と「学研災付帯学生生活総合保険」の違いはどこですか？

A2:どちらも学生生活を総合的にカバーする任意加入の保険（保障）制度です。病気やケガ、日常生活における賠償責任など、24 時間の保障（補償）を提供していますが、「病気」で病院を利用した場合の保険金（共済金）の支払われ方に大きな違いがあります。「CO・OP学生総合共済・各種保険」は「病気」の通院だけでは保障されませんが、入院すれば定額の日額を規定日数受け取ることができます。万が一の際の手厚い保障を希望される学生に向いているといえます。一方、「学研災付帯学生生活総合保険」は「1 日からの通院」だけでも病院窓口で支払った額の「実費補償」（処方箋（お薬）代も対象）が特長となっています。大きな補償ではないものの、ちょっとした風邪や発熱、腹痛、花粉症や新型コロナウイルス感染症など、健康保険証利用時の実費負担分が補償されることが前者との大きな違いとなっています。

A2:「CO・OP学生総合共済・各種保険」は大学生協への加入と同時に申し込みが可能で、何かあった時の相談窓口も大学生協内に常時設置していますので、安心です。個人賠償責任や後遺障がいの保障内容が手厚いこと、心の病による入院も保障対象としていることが特色といえます。また、ストーカー被害見舞金制度があります。

Q3:「CO・OP学生総合共済・各種保険」に加入せず、大学生協だけに加入することは可能ですか？

A3:可能です。詳しくは静岡文化芸術大学生生活協同組合にお問い合わせください（窓口は前頁参照）

Q4:大学が案内している「CO・OP学生総合共済・各種保険」「学研災付帯学生生活総合保険」しか、加入できませんか？

A4:大学が案内するものでなくても、大丈夫です。多くの保険会社が学生向けの保険商品を取り扱っています。但し、各自でお問い合わせください。